

「裁判員裁判、やってみました。」

令和6年11月12日（火） @南陽市赤湯公民館（えくぼプラザ）



赤湯公民館（えくぼプラザ）で、裁判官による刑事裁判についての講演と赤湯中学校3年生・赤湯地区防犯協会の皆さんで裁判員裁判を想定した模擬裁判を行いました。



山形地裁 佐々木裁判官

○×クイズ

講演では、刑事裁判の流れの説明のあと、「○×クイズ」にチャレンジしてもらいました。

- ①事実の認定は、法廷で調べた証拠に基づく必要あり。インターネット上の情報や噂はダメ。
- ②検察官に、被告人の有罪を証明する責任あり。
- ③被告人が犯罪行為をしたことが常識に照らして間違いないといえる程度の証明が必要。
- ④被告人を有罪にするには、自白だけでは足りない。えん罪を防止するため。



模擬裁判体験



検察官役



裁判官・裁判員役



弁護士役



被告人は、防犯協会の方にご協力いただき、生徒の皆さんに、裁判官・裁判員、検察官、弁護士、証人になりきってもらい、シナリオに沿って、裁判員裁判を疑似体験していただきました。

皆さんは、迫真の演技で上手に演じていて、会場が本当の裁判のような厳粛な雰囲気になっていました！

裁判の後、強盗致傷の罪に問われている被告人を、どのような刑にするのがよいか、一緒に考えてみました。

有罪で実刑が相当か聞いたところ、執行猶予がよいという意見が多かったです。裁判官から、判決で結論を導くために、どのような事情を考慮しているかという説明があり、皆さん熱心に耳を傾けていました。

質疑応答・参加した感想

Q なぜ裁判官になろうと思ったのですか？ どのときに裁判官のやりがいを感じますか？

A 何ものにもしばられず、自分の良心に従って判断できるところに惹かれました。その分、責任は重いですが、一生懸命考えて、納得のいく結論が出せたときに充実感を感じます。



感想

裁判官役：今後、裁判員となったときに、今日の経験が生きてと思いました。

→（佐々木裁判官）裁判員でなく、本物の裁判官になっているかもしれませんよ！

検察官役：シナリオ以外にもセリフを考えましたが、実際に発言するのは難しいと思いました。



■ 出前講義のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判官が学校、職場、公民館などに伺って講義を行う、「出前講義」を行っています。詳しくは、山形地方・家庭裁判所のウェブサイトをご覧ください。

🔍 山形地裁 出前講義

（お申し込み先・お問い合わせ先）山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513（直通）